

定 款

平成21年4月1日 制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人 兵庫県溶接協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、溶接及び溶接に関する技術・技能の向上並びに普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本工業規格（J I S）及び石油学会規格（J P I）等の溶接技能者評価試験に関する関連団体から委託された業務
- (2) 労働安全衛生法に基づくガス技能講習会の開催
- (3) 溶接技術者、溶接技能者、ガス技能者及び研削砥石取替作業者の教育
- (4) 溶接技術の相談及び指導
- (5) 溶接技術競技会等の開催
- (6) 溶接関係図書、出版物の配布或いは頒布
- (7) 溶接に関する講演会、講習会、懇談会或いは見学会の開催
- (8) 目的を同じくする法人及び団体との連携
- (9) 関係官公庁及び関連団体等との連携
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を神戸市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、主たる事務所前に掲示する方法により行う。

(機 関)

第6条 本会は、機関として総会、理事会、理事及び監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第7条 本会の会員は、個人会員及び団体会員とする。

2. 個人会員は、本会の目的に賛同し入会した個人とする。

3. 団体会員は、本会の目的に賛同し入会した溶接に関する事業或いは業務を行っている団体とし、これを特級、1級、2級、3級に分類する。

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、別に定める手続きにより、本会代表理事宛に入会を申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退 会)

第10条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める手続きにより代表理事宛に退会を申し出るものとする。

2. 会員は次の各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 個人会員が被後見又は被保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 個人会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 団体会員が解散又は破産したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 本会の定款又は規則に違反したとき

第3章 総 会

(総会の種類)

第12条 総会は、これを定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の開催)

第13条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に主たる事務所の所在地においてこれを開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員又は理事の5分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から総会の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第14条 総会は代表理事がこれを招集する。

2. 総会は、少なくとも期日の7日前までに総会で議決すべき事項を示して、招集しなければならない。
3. 前条第2項第2号又は第3号により請求があったときは、代表理事は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、代表理事をもってこれにあてる。止むを得ず代表理事が不在となった場合は、副代表理事がこれを代行する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第18条 止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についての

み、書面をもって表決をすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(総会に附議すべき事項)

第19条 次に掲げる事項は、総会に附議する。

- (1) 当該年度の事業計画
- (2) 当該年度の収支予算
- (3) 前年度の事業報告
- (4) 前年度の収支決算及び収支差額が出た場合の処分方法
- (5) 前年度の監査結果
- (6) 除名に関する事項
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) その他、代表理事の附議した事項

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び出席役員の氏名
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議決事項
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 総会の議事録には議長及び出席した構成員のうちから議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第4章 役員、事務局及び職員

(役員の種類及び員数)

第21条 本会に役員として、次のとおり理事及び監事を置く。

- (1) 理事 7名以上30名以下
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち1名を代表理事、3名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員の中から総会の議決により選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

第23条 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

2. 代表理事は、本会を統轄し、本会を代表する。
3. 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事不在の時は、その職務を代行する。
4. 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第99条の職務を行う。又、監事は理事会に出席し、その職務を行う。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のために就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第25条 役員の解任については、第11条の規定を準用する。

(事務局及び職員)

第26条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置く。

3. 事務局長は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

4. 事務局長及び職員は、理事会の定めた職務に従事する。

第5章 理事会

(理事会の開催)

第27条 理事会は、必要に応じて適宜開催する。

(理事会の招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事をもってこれにあてる。止むを得ず代表理事が不在となった場合は、副代表理事がこれを代行する。

(理事会の議決)

第31条 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席理事の過半数をもってこれを決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第32条 止むを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決をすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(書面による議決)

第33条 代表理事は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会に附議すべき事項)

第34条 第19条に掲げる事項の他、次に掲げる事項は、理事会に附議する。

(1) 当該年度の事業中間報告

(2) 当該年度の収支中間報告

(3) 入退会に関する事項

(4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席役員の氏名

- (4) 議事の経過の概要
- (5) 議決事項
- 2. 理事会の議事録には出席した代表理事及び出席した監事全員が記名捺印しなければならない、代表理事が欠席の場合は、代表理事に代わって議長を代行した副代表理事が記名捺印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、代表理事がこれを管理する。その管理方法は、理事会の議決によりこれを定める。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(収支差額の処分)

第39条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(事業計画並びに収支予算及び事業報告並びに収支決算の承認)

第41条 本会の毎年度の事業計画書及び収支予算書は、当該年度の開始の日から3か月以内に理事会及び総会の承認を受けなければならない。

- 2. 本会の毎年度の収支決算書は、事業報告書及び年度末現在の財産目録と共に当該年度終了後3か月以内に、監事の監査を経た上、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第42条 本会は、事業の遂行上必要なときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して管理するものとする。
- 3. 前々項の特別会計は前条の収支予算及び決算に計上しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において総会員の3分の2以上の議決を経て、これを変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、一般法人法第148条の規定に基づき解散する。

- 2. 本会は、一般法人法第148条第3号の規定に基づき解散する場合は、総会において総会員の3分の2以上の議決による。

(残余財産の帰属)

第45条 本会の解散の場合の残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は本会と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成21年3月31日 までとする。

(諸規定)

第47条 この定款の施行について必要な諸規定は、理事会の議決により、代表理事がこれを定める。

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法、その他の法令の定めるところによる。

(設立時社員の名称及び住所)

第49条 個人情報が含まれていますので表示を割愛しました。

(設立時の役員)

第50条 個人情報が含まれていますので表示を割愛しました。